

# 原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認について

平成14年8月27日

大臣官房企画課

貿易経済協力局資金協力課

貿易経済協力局貿易保険課

製造産業局産業機械課

資源エネルギー庁原子力政策課

原子力安全・保安院企画調整課

## 1. これまでの経緯

1995年6月の総合エネルギー調査会原子力部会中間報告（以下、「報告書」）において、近隣アジア地域における原子力発電の導入・拡大の動きに対する我が国の対応のあり方として、「一義的には当事国・地域が安全確保、放射性廃棄物対策等に十分に配慮して原子力発電の導入または拡大を進めることが必要であることは勿論である」ものの、「我が国から原子力発電に関する主要な資機材等の輸出を行うに当たっては、原子力事故や放射性廃棄物の不適切な処理処分等につながらないよう、安全確保、放射性廃棄物対策及び原子力事故発生時の適切な措置体制の整備の観点から十分な配慮を行うことが必要である」と指摘している。

その配慮すべき具体的内容として、

- ①相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること、
- ②安全確保等のために整備されている国際取決め等を受入れ、それを遵守していること、
- ③当該機器等の製造業者が、輸出機器等の品質確保や輸出後長期間にわたる当該機器等の保守補修及び関連研修サービスを適切に行っていくことが自らの責務であるとの認識のもとにこれに積極的に対応していくこと、

があげられている。

さらに、報告書では、「安全確保、放射性廃棄物対策、原子力事故対策等の観点からの適切な配慮のもとに行われることが確認された原子力発電関連資機材等の輸出案件についてのみ、国際ルール上認められた輸出信用の付与に限り適用していくことが適当である」と指摘している。

この報告書の提言を踏まえ、日本輸出入銀行（現国際協力銀行）等の公的信用機関が輸出信用を付与する際に、求めに応じて資源エネルギー庁長官官房原子力産業課は、原子力開発利用の事務を総括する立場から、①～③の事項について確認して

きた。

また、国会においても、報告書の趣旨を踏まえた答弁を行ってきた（参議院決算委員会（96年7月23日）等）。

しかしながら、2001年1月の省庁再編を契機として、従来の確認のあり方について、改めて経済産業設置法等に基づく所掌に則して省内関係部局で協議し、調整を行った。

今後は、報告書の趣旨を踏襲した上で、貿易に対する国の関与を最小限に留め、行政府の判断について透明性や客観性を保たせる観点から、制度の運用に当たることとする。

## 2. 今後の運用

公的信用機関から、当省担当窓口課（国際協力銀行にあつては、貿易経済協力局資金協力課、又（独）日本貿易保険にあつては、同局貿易保険課）を通じて、原子力政策課が確認の要請を受け、①～③の事項毎に、以下により判断を行い、担当窓口課に伝える。

なお、具体的な確認手順、対象品目、確認項目及び判断基準等については、別途定め公表する。

確認する個別事項のうち、上述1.の①及び②については、相手国の安全規制体制に係る事項であり、省内で原子力の安全に関する条約を担当し、また、海外の規制機関等との情報交換等を通じて海外の原子力の規制体系等について知見を有する原子力安全・保安院企画調整課に対し意見照会を行う。

また、上述の③については、製造者や技術に係る事項であり、原子力資機材に係る輸出、生産等の増進について所管する製造産業局産業機械課、及び原子力の技術開発を所管し、技術的知見を有する資源エネルギー庁原子力政策課が協力して確認する。

（以上）

原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等  
に関する配慮の確認について(事務手続き)

平成 15 年 2 月 7 日  
貿易経済協力局資金協力課  
貿易経済協力局貿易保険課  
製造産業局産業機械課  
資源エネルギー庁原子力政策課  
原子力安全・保安院企画調整課

前文

公的信用付与は、外国貿易の健全な発展を図ることを目的として、民間保険、民間金融機関では対応困難な支援を行う制度である。

原子力発電関連資機材等の輸出案に関する公的信用の付与に際しては、平成 7 年 12 月の総合エネルギー調査会原子力部会中間報告書「原子力発電の安全確保に向けて」において指摘されているように、輸出先国において、原子力事故や放射性廃棄物の不適切な処理処分等につながらないように、安全確保、放射性廃棄物対策、原子力事故対策等の観点からの適切な配慮のもとに行われることを確認することが適当である。

かかる考え方の下、平成 14 年 8 月 27 日付で関係課間で合意された、「原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認について」の事務手続きは、以下の通りとする。

1. 原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認(以下「安全確認」という)の対象となる輸出案件

別紙 1 に掲げる主要な原子力発電関連資機材等であって、その輸出に際して、公的信用の付与につき日本貿易保険又は国際協力銀行(以下「日本貿易保険等」という)に申請するものを対象とする。

ただし、従前の原子力発電関連資機材等に係る契約で供給することが規定されていた予備品、補修部品等に関する追加供給に関しては、新たな公的信用の供与の申請があった場合であっても、従前の契約の際に行われた安全確認の結果をもって、当該追加供給に係る安全確認を実施したものとすることができる。

また、「貿易一般保険包括保険(短期案件)の引受基準について」に規定するとおり、短期貿易保険のうち、輸出金額が 10 億円以下の案件は安全確認の対象外とする。

## 2. 安全確認を行う対象の国・地域

原則として、安全確認を行う輸出相手国としては、全ての国・地域を対象とする。ただし、過去3年以内に、安全確認を受けた実績があり、かつその後安全規制体制再編その他の原子力の安全確保に関わる重大な変化がない国・地域に関しては、下記「4. 安全確認等の項目」の①及び②は省略することができるものとする。

## 3. 安全確認の申請方法

日本貿易保険等は、当該輸出案件が安全確認の必要があると考えられる場合には、日本貿易保険等を担当する経済産業省内の部局(以下「担当部局」という)を通じて、資源エネルギー庁(原子力政策課)に対して、別紙2の様式により安全確認を求めることができる。

なお、日本貿易保険等は、当該輸出案件が安全確認の対象となるか否かにつき判断が困難な場合、別紙2による安全確認を求める前に、別紙3の様式により担当部局を通じて原子力政策課に照会を行うことができる。これに対し、原子力政策課は、関係課に照会のうえ、別紙4の様式で回答する。

## 4. 安全確認の項目

安全確認は、次の3項目について行う。

- ①相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること
- ②安全確保等のために整備されている国際取決め等を受け入れ、それを遵守していること
- ③輸出する機器等の製造者が、輸出機器等の品質確保や輸出後長期間にわたる当該機器等の保守補修及び関連研修サービスを適切に行っていくことが自らの責務であるとの認識のもとにこれに積極的に対応していくこと

## 5. 安全確認の省内手順

4. の①及び②については、相手国の安全規制体制に係ることから、省内で原子力の安全に関する条約を担当し、また、海外の規制機関との情報交換を通じて海外の原子力の規制体系等について知見を有する原子力安全・保安院(企画調整課)に、資源エネルギー庁(原子力政策課)が意見照会を行う。

また、事項③については、製造業者の品質確保や保守補修に係ることから、原子力資機材に係る輸出や生産の増進に関する事務を所管する製造産業局(産業機械課)、及び原子力の技術開発に関する事務を所管し、技術的知見を有する資源エネルギー庁(原子力政策課)が協力して確認する。

なお、原子力政策課から、関係各課に対しては、別紙5の要領で、意見照会の依頼を行うものとする。

## 6. 安全確認の具体的方法

省内各関係部局は、当該輸出案件について、安全確認に関する調査票(別紙6)中の担当の質問項目に回答し、回答結果を別紙7の要領で原子力政策課に返答する。

なお、安全確認に関する調査票に定める事項を明らかにするため、必要に応じて資源エネルギーから、関連資料の退出や聴取等について、事業者に協力を求めることとする。

## 7. 公的信用機関に対する回答

原子力政策課は、関係各課からの回答結果をまとめ、日本貿易保険等に対し、担当部局を通じて別紙8の要領にて返答を行う。

## 8. 安全確認の期間

日本貿易保険等から原子力政策課に安全確認の依頼があり、事業者から関連書類を受領した後、特段の事情がない限り、1ヶ月以内に原子力政策課が最終的な確認結果を返答するものとする。

## 安全確認の対象品目

## 主要な原子力発電関連資機材等

## ①安全上重要な機器等

・「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日 原子力安全委員会決定)で規定するクラス1、クラス2に分類される機器等

分類		機器等の例
クラス1	異常発生防止系	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系、制御棒駆動装置圧力ハウジング(PWR)、制御棒カップリング(BWR)、炉心支持構造物、燃料集合体
	異常影響緩和系	原子炉停止系の制御棒による系、原子炉停止系、加圧器安全弁(開機能、PWR)、逃がし安全弁(安全弁としての開機能、BWR)、残留熱を除去する系統、非常炉心冷却系、原子炉格納容器、アニュラス(PWR)、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ系(PWR)、原子炉格納容器スプレイ冷却系(BWR)、アニュラス空気再循環設備(PWR)、安全補機室空気浄化系(PWR)、原子炉建屋(BWR)、非常用ガス処理系(BWR)、非常用再循環ガス処理系(BWR)、可燃性ガス濃度制御系、安全保護系、非常用所内電源系、制御室及びその遮へい・換気空調系(PWR)、制御室及びその遮へい・非常用換気空調系(BWR)、原子炉補機冷却水系・原子炉補機冷却海水系(PWR)、非常用補機冷却水系(BWR)、直流電源系、制御用圧縮空気設備(PWR)
クラス2	異常発生防止系	化学体積制御設備の抽出系・浄化系(PWR)、主蒸気系・原子炉冷却材浄化系(BWR)、放射性廃棄物処理施設、使用済燃料ピット(PWR)、使用済燃料プール(BWR)、燃料取扱設備、加圧器安全弁・加圧器逃がし弁(吹き止まり機能関連部分、PWR)、逃がし安全弁(吹き止まり機能関連部分、BWR)
	異常影響緩和系	使用済燃料ピット補給水系(PWR)、非常用補給水系(BWR)、燃料集合体落下事故時放射能放出を低減する系(PWR)、放射性気体廃棄物処理系の隔離弁(BWR)、排気筒・格納容器エリアモニタ(PWR)、格納容器雰囲気放射性モニタ(BWR)、加圧器逃がし弁(手動開閉機能、PWR)、加圧器ヒーター・加圧器逃がし弁元弁(PWR)、制御室外原子炉停止装置(安全停止に関連するもの)

(具体的事例) 原子炉格納庫のエアロック機材

②放射性廃棄物を取り扱う機器

(発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針の指針5.2～指針5.5に該当する施設)

- ・放射性気体廃棄物の処理施設(指針5.2)  
(原子炉施設の運転に伴い発生する放射性気体廃棄物のろ過、貯留、減衰、管理等を行う施設)
- ・放射性液体廃棄物の処理施設(指針5.3)  
(原子炉施設の運転に伴い発生する放射性液体廃棄物のほか、スラッジ等の固体が混入している液体状の放射性廃棄物を分離・収集し、廃液の性状により、適切なるろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰等を行う施設)
- ・放射性固体廃棄物の処理施設(指針5.4)  
(原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物の破砕、圧縮、焼却、固化等を行う施設)
- ・固体廃棄物貯蔵施設(指針5.5)  
(原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物を貯蔵する施設)  
(具体的事例) 低レベル放射性廃棄物処理設備

③タービン、発電機(部品、付属品のみ場合は除く。)

- ・原子力タービン
- ・タービン発電機(原子力発電用)

④ロンドンガイドラインパート1の規制対象品(詳細は、別紙1-①を参照)

- ・原料物資及び特殊核分裂性物資
- ・設備及び非核物資
  - 1) 原子炉及びその附属設備
  - 2) 核物資ではない原子炉用資材
  - 3) 照射済燃料要素の再処理プラント及び特にそのために設計又は製作された設備
  - 4) 原子炉燃料要素の加工プラント及び特にそのために設計又は製作された設備
  - 5) ウラン同位元素の分離プラント及びそのために特に設計し又は製作された設備であって分析機器以外のもの
  - 6) 重水、重水素及び重水素化合物を生産又は濃縮するためのプラント並びに特にそのために設計され又は製作された設備
  - 7) ウラン転換プラント及び特にそのために設計され又は製作された設備(具体的事例) 原子炉圧力容器、炉内構造物、一次冷却材ポンプ

ロンドンガイドラインパート 1 の規制対象品

I. 原料物質及び特殊核分裂性物質

1. 原料物質
2. 特殊核分裂性物質

II. 設備及び非核物質

1 原子炉及びその附属設備

1. 1 組立の完了した原子炉
1. 2 原子炉圧力容器
1. 3 原子炉燃料交換機
1. 4 原子炉制御棒及び装置
1. 5 原子炉圧力管
1. 6 ジルコニウム管
1. 7 一次冷却材ポンプ
1. 8 原子炉炉内構造物
1. 9 熱交換器
1. 10 放射性検出及び測定装置

2 核物質ではない原子炉用資材

2. 1 重水素及び重水
2. 2 原子炉級黒鉛

3 照射済燃料要素の再処理プラント及び特にそのために設計又は製作された設備

3. 1 照射済燃料要素切断機
3. 2 溶解タンク
3. 3 溶媒抽出装置及び溶媒抽出設備
3. 4 化学溶液一時保管槽・貯槽
3. 5 硝酸プルトニウムからプルトニウム酸化物への転換システム
3. 6 プルトニウム酸化物から金属プルトニウムを製造するシステム

4 原子炉燃料要素の加工プラント及び特にそのために設計又は製作された設備

5 ウラン同位元素の分離プラント及びそのために特に設計し又は製作された設備であって分析機器以外のもの

5. 1 ガス遠心分離機、アセンブリー及びガス遠心分離機内で使用するために特に設計され又は製作された部分品

5. 2 ガス遠心分離濃縮プラントのために特に設計され又は製作された補助システム、設備及び部分品
5. 3 ガス拡散濃縮のために特に設計され又は製作されたアセンブリー及び部分品
5. 4 ガス拡散濃縮のために特に設計され又は製作された補助システム、設備及び部分品
5. 5 空気動力学濃縮プラントのために特に設計され又は製作されたシステム、設備及び部分品
5. 6 化学交換又はイオン交換濃縮プラントのために特に設計され又は製作されたシステム、設備及び部分品
5. 7 レーザー濃縮用に特に設計され又は製作されたシステム、設備及び部分品
5. 8 プラズマ分離濃縮用に特に設計され又は製作されたシステム、設備及び部分品
5. 9 電磁濃縮用に特に設計され又は製作されたシステム、設備及び部分品

6 重水、重水素及び重水素化合物を生産又は濃縮するためのプラント並びに特にそのために設計され又は製作された設備

6. 1 水・硫化水素交換塔
6. 2 送風機及び圧縮機
6. 3 アンモニア・水素交換塔
6. 4 交換塔の内装物及びステージ・ポンプ
6. 5 アンモニア熱分解機
6. 6 赤外線吸収分析機
6. 7 触媒バーナー
6. 8 完全な重水精製システム又はそのための精製塔

7 ウラン転換プラント及び特にそのために設計され又は製作された設備

7. 1 ウラン鉱石の精鉱を $UO_3$ に転換するために特に設計され又は製作されたシステム
7. 2  $UO_3$ を $UF_6$ に転換するために特に設計され又は製作されたシステム
7. 3  $UO_3$ を $UO_2$ に転換するために特に設計され又は製作されたシステム
7. 4  $UO_2$ を $UF_4$ に転換するために特に設計され又は製作されたシステム
7. 5  $UF_4$ を $UF_6$ に転換するために特に設計され又は製作されたシステム
7. 6  $UF_4$ を金属ウランに転換するために特に設計され又は製作されたシステム
7. 7  $UF_6$ を $UO_2$ に転換するために特に設計され又は製作されたシステム
7. 8  $UF_6$ を $UF_4$ に転換するために特に設計され又は製作されたシステム

(参考)

安全確認の対象となる「主要な原子力発電関連資機材等」に含まれない具体的事例

- ・ 予備品、補修部品等の追加供給
- ・ タービン・発電機の部品・付属品(タービン用ブレード等)
- ・ 送変電施設(変圧器、送電線、開閉所等)
- ・ 復水系、給水系、循環水系(復水器循環水ポンプ等)
- ・ プラント運転補助機能(所内ボイラ等)
- ・ 発電機冷却水用水素発生装置
- ・ 放射線監視設備
- ・ 原子力発電所緊急時対策所、通信連絡設備 等

安全確認の申請(JBIC →資金課・原政課)  
(NEXI →保険課・原政課)

(別紙2)

年 月 日

経済産業省貿易経済協力局資金協力課長 殿  
貿易保険課長 殿

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長 殿

国際協力銀行 金融業務部長

独立行政法人日本貿易保険 総務部長

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等の確認について(依頼)

〇〇国向け原子力発電関連資機材等( )の輸出について、〇〇から  
〔 国際協力銀行に対し、輸出信用供与の内談あるところ、  
独立行政法人日本貿易保険に対し貿易保険の付保申請があったところ、  
平成15年2月7日付「原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認について(事務手続き)」に基づき、本件輸出が安全性、放射性廃棄物処理対策及び原子力事故対策等の観点から適切な配慮のもとに行われているかの事実に関する確認をお願いします。〕

(別紙3)

安全確認の対象となるか否かの照会(JBIC、NEXI →原政課)

年 月 日

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課 御中

国際協力銀行 金融業務部

独立行政法人日本貿易保険 総務部長

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認の対象について(照会)

〇〇国向け原子力発電関連資機材等( )の輸出について、〇〇から  
〔 国際協力銀行に対し、輸出信用供与の内談あるところ、  
独立行政法人日本貿易保険に対し貿易保険の付保申請があったところ、  
当該輸出案件が、平成15年2月7日付「原子力資機材輸出の公的信用付与における  
安全確保等に関する配慮の確認について(事務手続き)」に定める安全確認の対象とな  
るか否かについて、照会します。〕

(別紙4)

安全確認の対象となるか否かの回答(原政課 →JBIC、NEXI)

年 月 日

国際協力銀行 金融業務部 御中

独立行政法人日本貿易保険 総務部 御中

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課  
(担当者名: )

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認の対象について(回答)

平成 年 月 日付で照会のあった事項に関し、下記のとおり回答いたします。

記

〇〇国向け原子力発電関連資機材等( )の輸出案件については、平成15年2月7日付「原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認について(事務手続き)」に定める安全確認の対象となる(または、「ならない」)。

意見照会(原政課 →産機課、保安院)

(別紙5)

年 月 日

製造産業局産業機械課長 殿

原子力安全・保安院企画調整課長 殿

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等に係る意見の照会(依頼)

〇〇国向け原子力発電関連資機材等( )の輸出について、別添のとおり独立行政法人日本貿易保険(国際協力銀行)から安全確認の依頼がありましたので、以下の事項につき意見照会を行います。

(産業機械課)

- ・資機材等の品質の確認(当該資機材等が関係国及び国際的な品質及び設計にかかる基準を満たしていること)

(注)当該資機材等の製造者の安全関連サービスの提供の確認(トラブル発生時の対応、保守補修サービスの提供等)については、原子力政策課で行う。

(保安院)

- ①輸出相手国(地域)が安全規制を適切に行える体制等を整備していること
- ②輸出相手国(地域)が安全確保等のために整備されている国際取決め等を受け入れ、それを遵守していること

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票

1. 資機材供給事業者側の対応

①当該資機材等は国際的に認められた基準に基づいて設計、製作、品質保証を行っているか。

(Y/N)

Y → 基準：ISO規格、ASME規格、JIS規格等  
その他( )

②当該資機材等が最終的にどこの施設で使われるか確認しているか。

(Y/N)

Y → 最終利用施設：( )  
所在地：( )  
利用者名：( )  
(根拠となる契約を添付)

③保守補修及び関連研修サービスを含めた安全関連サービス提供に係る規定が供給契約(資機材の輸出相手との契約)に含まれているか、または、将来、供給契約の相手方から要請があった場合、保守補修及び関連研修サービス等の安全関連サービスを提供する用意があるか。

(Y/N)

Y → (契約の該当部分または安全関連サービスを提供する用意があることを示す書類を添付)

④納入先においてトラブル発生時の運転指導、修理等安全確保のための対応に係る規定が供給契約に含まれているか、または、将来、供給契約の相手方から要請があった場合、トラブル発生時の運転指導、修理等安全確保のための対応をとる用意があるか。

(Y/N)

Y → (契約の該当部分または安全関連サービスを提供する用意があることを示す書類を添付)

2. 輸出先(最終利用)国・地域の原子力安全に関する体制整備

【相手国・地域が安全規制を適切に行える体制を整備していること  
安全確保等のために整備されている国際取決め等を受け入れ、それを遵守していること】

(1) 原子力安全の確保

①輸出先国・地域は原子力安全条約に加盟し、必要な規制・体制を整備しているか。

(Y/N)

(加盟している場合)

いつ安全条約に加盟し、何回レビューを受けているか、特段問題とされている点はないか、直近の原子力安全条約国別報告書及び直近の検討会合でのレビュー結果を活用して上記(a)~(c)の項目について確認する。

(加盟していない場合)

加盟はしていないが、実質的に原子力安全条約の内容を履行しているか、以下の点について確認する。

(a) 輸出先国・地域に、原子力安全に関して規制当局が存在するか。

(Y/N)

Y → 名称 : ( )  
発足年 : ( )  
役割と権限 : ( )  
政府部内の組織の位置づけ : ( )

(b) 輸出先国・地域において、原子力安全に関する規制法体系が整備されているか。

(Y/N)

Y → 原子力安全に係る法体系 : ( )  
(規制法体系の概要、政府レベルの協定等記載)

N → 理由等の説明 : ( )

(c) 輸出先国・地域において、原子炉の立地、設計及び建設、運転に関して基準が整備されているか。

(Y/N)

Y → 原子力安全に係る基準 : ( )  
(基準の概要)

(d) IAEA 等の国際機関によって、原子力安全の規制体制上深刻な問題があり原子力発電を停止することが必要であるなどの決定がなされていないか。

(Y/N)

②原子力施設が新設される場合、規制当局から当該資機材を使用する原子炉の設置又は建設に関する許可がおりているか。また、原子力施設が既設の場合は、規制当局による定期検査等の監督が行われているか。

(Y/N)

Y → 参考資料添付

N → 現在の状況：( )

(2) 放射性廃棄物の処理

①輸出先国・地域では、「使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約」を締結し、所要の規制を整備しているか、または、実質的に廃棄物安全条約の内容を履行しているか。

(Y/N)

Y → 規制の整備に関する参考資料または実質的な履行状況（規制法体系、放射性廃棄物の処理基準、国際的な機関による評価等）がわかる資料を添付

②輸出先国・地域は「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」を締結しているか、または、実質的に放射性廃棄物その他の放射性物質の海洋投棄の禁止に関する規定を履行しているか。

(Y/N)

Y → 参考資料または実質的な履行状況（政府レベルの協定、国内法での担保等）がわかる資料を添付

(3) 事故時対策

①輸出先国・地域において、施設の運転者に対して主たる賠償責任がかかり、所要の資金的担保を運転者に義務づける原子力損害賠償制度が準備されているか(個別契約によるものを含む)。

(Y/N)

Y → 具体的制度の概要：( )  
(加盟条約、国内法での担保等の記載)

②輸出先国・地域は、原子力事故早期通報条約及び原子力事故緊急事態援助条約を締結しているか。

原子力事故早期通報条約 (Y/N)

原子力事故緊急事態援助条約 (Y/N)

N → 国際的な事故情報行通報システムに参加する等実質的にその内容を履行しているか。

(Y/N)

履行状況：(

)

(別紙7)

意見照会の回答(産機課・保安院 →原政課)

年 月 日

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長 殿

製造産業局産業機械課長

原子力安全・保安院企画調整課長

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等に係る意見の照会(回答)

平成 年 月 日付け「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等に係る意見の照会」において依頼のあった事項に関し、下記のとおり意見を提出いたします。

記

(産業機械課)

〇〇の輸出する資機材については、国際的な品質及び設計にかかる基準を満たしていると認められる(または、認められない)。

(保安院)

〇〇の輸出先国である〇〇については、

①安全規制を適切に行える体制等を整備していると認められる(または、認められない)。

(意見)

②安全確保等のために整備されている国際取決め等を受け入れ、それを遵守していると認められる(または、認められない)。

(意見)

(別紙8)

安全確認の回答(資金課・原政課 →JBIC)  
(保険課・原政課 →NEXI)

年 月 日

国際協力銀行 金融業務部長 殿

独立行政法人日本貿易保険 総務部長 殿

経済産業省貿易経済協力局貿易保険課長  
資金協力課長

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長

原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等の確認について(回答)

平成 年 月 日付け「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性等の確認について」において確認要請のあった事項に関し、下記のとおり回答いたします。

記

〇〇による〇〇向け資機材等( )の輸出については、安全確保、放射性廃棄物対策及び原子力事故対策等の観点から適切な配慮のもとに行われるものである(または、とは認められない)。

(理由添付)